

# 浜の活力再生・成長促進交付金

【令和6年度予算概算要求額 4,500（2,402）百万円】

## <対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成、密漁防止対策等の取組を支援**します。

## <政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成等**を支援します。

#### 浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

#### 2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

#### 2. 水産業強化支援事業

##### <ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

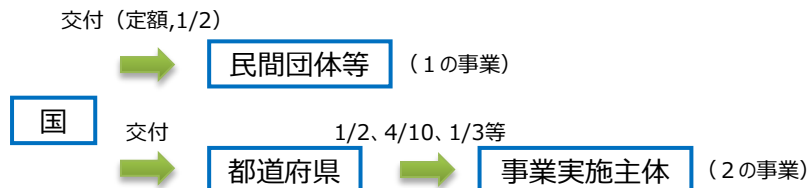


津波避難タワー

##### <ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

## ＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、**離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援**します。

## ＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）

離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

### 1. 離島漁業再生事業

○ 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

○ 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費などを支援**します。

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

○ 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に**最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

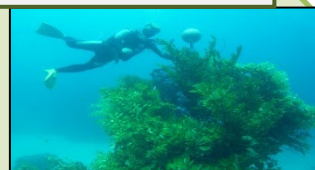
### 1. 離島漁業再生事業

#### 【交付対象活動】

① 漁業の再生に関する話し合い

② 漁場の生産力向上のための取組  
種苗放流、漁場の管理・改善、  
産卵場・育成場の整備、漁場監視等

③ 漁業の再生に関する実践的な取組  
新規漁業・養殖業への着業、  
低・未利用資源の活用、高付加価値化、  
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

#### 【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



## ＜対策のポイント＞

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

## ＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）

離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

- 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

### ① 雇用を創出するための取組

**新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援**します。

※「海業（うみぎょう）」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

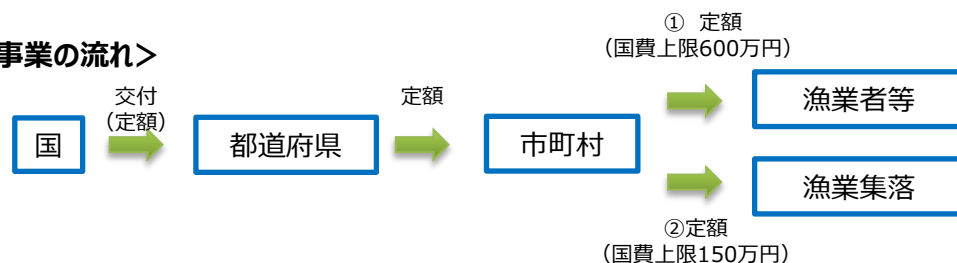
### ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費を支援します。

### 【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

## ＜事業の流れ＞

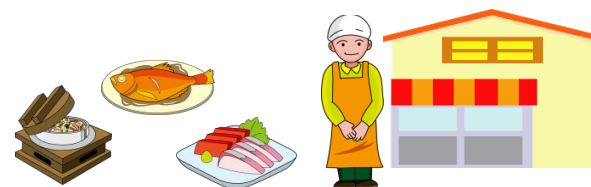


## ＜事業イメージ＞

### 【取組事例】

#### ① 雇用を創出するための取組

- 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



#### ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）